

能代市地域防災計画 資料編

令和 7 年 3 月修正

能代市防災会議

目 次

第 1	防災組織に関する資料	1
1-1	能代市防災会議条例	1
1-2	能代市防災会議委員名簿	2
1-3	能代市災害対策本部条例	3
1-4	消防団組織編成表	4
1-5	災害防御隊編成表	5
1-6	局部的水害防御隊編成表	8
第 2	情報の収集・伝達に関する資料	10
2-1	災害時通報指示（命令）伝達系統図	10
第 3	通信に関する資料	11
3-1	防災行政無線の概要	11
第 4	秋田県消防防災ヘリコプターに関する資料	12
4-1	飛行場外離着陸場一覧	12
第 5	災害救助に関する資料	13
5-1	被害の認定基準、被害状況報告様式	13
5-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	20
第 6	災害援護に関する資料	26
6-1	災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）	26
6-2	被災者生活再建支援金支給に係る事務の流れ	27
6-3	能代市災害弔慰金の支給等に関する条例	28
6-4	能代市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	31
6-5	能代市災害救助基金条例	34
6-6	能代市災害救助基金条例施行規則	35
第 7	医療機関に関する資料	36
7-1	医療機関一覧表	36
第 8	交通輸送に関する資料	38
8-1	市保有車両一覧表	38
8-2	通行禁止又は制限に関する標示	42
8-3	緊急通行車両に関する様式	43
第 9	災害応援、派遣に関する資料	50
9-1	自衛隊の災害派遣要請の要求及び撤収要請の要求に関する様式	50
9-2	能代市協定締結状況一覧	52
9-3	災害時における相互援助に関する協定（県内 13 市）	55
9-4	災害時における相互援助に関する協定書（能代山本広域市町村圏組合構成市町）	58

9-5	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書 (秋田県及び県内25市町村)	60
9-6	非常災害時における相互応援に関する協定(豊島区)	64
9-7	災害時における相互応援に関する協定(銀河連邦構成市町)	66
9-8	能代河川国道事務所情報カメラの画像提供(能代地区)に関する覚書 (国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長)	68
9-9	災害時の情報交換に関する協定(国土交通省東北地方整備局長)	70
9-10	道の駅「ふたつ」における災害時の相互応援に関する協定 (国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長、株式会社道の駅ふたつ)	71
9-11	能代市警察情報の住民提供等に関する協定書 (能代警察署)	73
9-12	災害時における協力に関する協定書 (能代警察署)	74
9-13	長時間停電時における大型発動発電機設置等に関する協定 (能代市内大型発動発電機リース業者、能代山本電気工事協同組合、 秋田県石油商業協同組合能代山本支部)	75
9-14	大規模災害時の支援体制に関する協定書 (秋田県石油商業協同組合能代山本支部)	77
9-15	災害医療救護活動に関する協定(一般社団法人 能代市山本郡医師会)	78
9-16	災害時における物資の貸与に関する協定(能代地域活性化協議会)	81
9-17	災害時における食料の供給に関する協定 (能代食堂組合、能代飲食業組合、能代市旅館ホテル組合、 秋田県鮭商生活衛生組合能代支部)	82
9-18	災害時における物資の供給に関する協定(能代市商店会連合)	84
9-19	災害復旧時の協力に関する協定書(東日本電信電話株式会社秋田支店)	86
9-20	災害時における物資の供給協力等に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	88
9-21	災害時における物資の供給協力等に関する協定書(株式会社伊徳)	91
9-22	災害時における物資の供給協力等に関する協定書 (イオンリテール株式会社東北カンパニー秋田・山形事業部)	94
9-23	災害時における物資の供給に関する協定(二ツ井町商工会)	97
9-24	大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定 (能代山本水道管工事業協同組合)	99
9-25	災害時における一般廃棄物(し尿)の収集運搬等に関する協定 (株式会社 能代清掃センター)	102
9-26	災害時の協力に関する協定書(東北電力株式会社 能代営業所)	104
9-27	災害協力に関する協定書(株式会社 秋田銀行)	106
9-28	災害協力に関する協定書(株式会社 北都銀行)	108
9-29	災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店)	110
9-30	災害時における救援物資の供給に関する協定書 (みちのくコカ・コーラボトリング株式会社)	112
9-31	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書 (秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合能代支部)	114
9-32	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書 (一般社団法人秋田県LPガス協会)	117

9-33	災害時における支援協会に関する協定書 (秋田県行政書士会)	119
9-34	災害時における応援協力に関する協定書 (一般社団法人秋田県建造物解体業協会)	121
9-35	災害時における応援協力に関する協定書 (六産会)	123
9-36	災害時における応援対策業務に関する協定書 (能建会)	125
9-37	災害時における応援対策業務に関する協定書 (能代貢建会)	127
9-38	災害時における消防用水等の確保に関する協定書 (能代山本生コンクリート共同組合)	129
9-39	能代市と能代市内郵便局との包括連携協定書 (能代市内郵便局)	131
9-40	災害に係る情報発信等に関する協定書 (ヤフー株式会社)	134
9-41	災害等による停電時における電力供給に関する協定書 (風の松原自然エネルギー株式会社、大森建設株式会社)	136
9-42	災害等における電動車両等に関する協定書 (秋田三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社)	141
9-43	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (能代厚生医療センター)	144
9-44	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (学校法人のしろ文化学園(しらかみ看護学院))	146
9-45	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書 (社会福祉法人 能代ふくし会(ねむの木苑))	148
9-46	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (秋田県立能代支援学校)	150
9-47	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人 能代ふくし会(ねむの木苑))	152
第10	消防に関する資料	155
10-1	消防機械器具現有量一覧表	155
第11	危険物等に関する資料	157
11-1	高圧ガス	157
11-2	都市ガス	158
11-3	L P ガス	158
11-4	火薬類	159
第12	公用負担に関する資料	160
12-1	市長等の応急公用負担一覧表	160
第13	生活必需物資に関する資料	162
13-1	能代市の生活必需物資の備蓄一覧表	162
13-2	燃料調達先一覧表	163

第14 給水に関する資料	164
14-1 簡易水道、小規模水道一覧表	164
14-2 飲料水の採水施設一覧表	165
14-3 災害応急用協力井戸一覧表	166
第15 防疫・清掃に関する資料	167
15-1 ごみ処理施設一覧表	167
15-2 最終処分場一覧表	167
15-3 し尿処理施設一覧表	167
15-4 市清掃用運搬車保有状況一覧表	167
15-5 し尿許可業者運搬車保有状況一覧表	167
15-6 ごみ委託業者運搬車保有状況一覧表	168
15-7 ごみ許可業者運搬車保有状況一覧表	168
15-8 ごみ処理許可業者一覧表	169
第16 避難所予定施設等に関する資料	170
16-1 指定緊急避難場所一覧表	170
16-2 指定避難所一覧表	173
16-3 津波避難場所・津波避難ビル一覧表	174
第17 要配慮者施設等に関する資料	175
17-1 米代川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧表	175
17-2 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者施設一覧表	176
第18 土砂災害による被害のおそれのある地域	177
18-1 土砂災害警戒区域等一覧表	177
第19 災害危険箇所に関する資料	194
19-1 急傾斜地崩壊危険箇所	194
19-2 急傾斜地崩壊危険区域	199
19-3 地すべり災害危険箇所	200
19-4 砂防指定地	202
19-5 土石流危険溪流	204
19-6 山地	208
19-7 雪崩危険箇所	216
19-8 重要水防区域	219
19-9 米代川浸水想定区域図	227
19-10 農用地等湛水による洪水予防箇所一覧	230
第20 罹災証明書に関する資料	231
20-1 罹災証明書の書式	231第

1 防災組織に関する資料

1-1 能代市防災会議条例

能代市防災会議条例

平成18年3月21日

条例第172号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、能代市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 能代市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、42人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営等に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(能代市防災会議条例の一部改正に伴う任期の特例)
- 2 第1条の規定による改正後の能代市防災会議条例第3条第5項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。